

住宅改修にかかる助成の種別と内容について（高知市）

	①介護保険法	②障害者総合支援法
助成の対象となる改造内容	(1) 手すりの取り付け (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (5) 洋式便器等への便器の取り替え	(2) 段差の解消 (4) 引き戸等への扉の取り替え (6) その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる工事
対象者	要支援認定又は要介護認定者	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上を有する者。 （但し、特殊便器への取り替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の者） ※ 学齢児以上
助成金額	20万円（1割は自己負担）	20万円(原則1割自己負担。ただし、非課税世帯は負担無、課税世帯は税額により上限有)
申請時必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ・工事見積書（内訳書） ・住宅改修承諾書（名義が本人・ご夫婦以外の場合） ・施工前の日付入り写真 ・図面（平面図及び展開図） ・住宅改修が必要な理由書 ・居宅サービス計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付申請書 ・工事見積書（内訳書） ・住宅改修承諾書（名義が本人・ご夫婦以外の場合） ・図面（平面図及び展開図） ・施工前の日付入り写真
	③高知市住宅改造助成事業	④高知市重度身体障害(児)者住宅改造助成事業
事業対象となる改造内容	(1) 介護保険の住宅改修の種類に該当する工事 (2) 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室及びアプローチの改造で、身体の状況等から特に必要な工事 (3) その他市長が必要と認める改造	(1) 障害者総合支援法の住宅改修の種類に該当する工事 (2) 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室及びアプローチの改造で、身体の状況等から特に必要な工事 (3) その他市長が必要と認める改造
事業対象者	上記①対象者で、当該住宅の改造において高知市重度身体障害(児)者住宅改造助成事業を利用していない者	上記対象者で、かつ身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
事業助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額は対象工事額に、対象者の属する世帯の市町村民税状況による助成率を乗じた額(1,000円未満は切り捨て) （対象工事上限額 450,000円） 課税世帯の場合 助成率1/2 上限額225,000円 非課税世帯の場合 助成率2/3 上限額300,000円 生活保護等又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯の場合 助成率3/3 上限額450,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額は対象工事額に、対象者の属する世帯の市町村民税状況による助成率を乗じた額(1,000円未満は切り捨て) （対象工事上限額 750,000円） 課税世帯の場合 助成率1/2 上限額375,000円 非課税世帯の場合 助成率2/3 上限額500,000円 生活保護等又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯の場合 助成率3/3 上限額750,000円
事業申請時必要書類	<u>（上記書類の他必要な書類）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市住宅改造助成事業申請書 ・誓約書 ・要援護者台帳更新情報書 	<u>（上記書類の他必要な書類）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市重度身体障害(児)者住宅改造助成事業申請書 ・誓約書 ・住宅改修が必要な理由書

※①～④すべての事業で住宅改修を行う場合は、それぞれ**事前に申請書の提出が必要です**。

なお、①介護保険法と②障害者総合支援法の併用は認められない（この場合、①介護保険法優先）。

※市町村民税の課税状況は、対象者の属する世帯の当該年度の課税状況とする（ただし、4月～6月申請分は前年度の状況。）